

## 森林作業道作設オペレーターの育成強化事業

# オペレーター研修(OJT 型)

## 研修実施希望者の募集について

一般社団法人 フォレスト・サーベイ

本格的な利用期を迎えている森林資源の循環的な利用を図り、森林の公益的機能の高度発揮と持続的な林業経営を進めていくためには、地域の状況に合った林業機械や作業システムを効率的に運用できる森林作業道の作設が必要であり、簡易で丈夫な森林作業道作設技術を有するオペレーターの育成強化を図る必要があります。

そのため、本事業のオペレーター研修では、作業道作設経験者のうち基本土工を理解している者等を対象に、森林作業道の作設技術を座学や現地実習で学び、個々の技術レベルの向上を図るものとします。

オペレーター研修は、都道府県との共催のほか、職場内研修 (OJT 研修) の方法によっても実施します。ついては、研修会場を自ら確保して本研修を実施したいとされる方 (以下、「研修実施希望者」という。) を下記により募集します。

なお、この研修の実施にあたっては、当法人が講師の派遣や必要な経費負担等の支援を行います。

### 1 研修実施希望者の形態

研修実施希望者としては、次のような場合を考えています。

- ① 林業事業体、企業等が研修会場を確保し、職員等を対象に研修を行うもの
- ② 林業関係団体 (任意団体を含む)、林業事業体、企業等が研修会場を確保し、研修者を募集して行うもの
- ③ 森林所有者が研修会場を確保し、森林所有者が共同して研修を行うもの

### 2 応募の条件

研修実施希望者が応募しようとする場合は、次の①～③の条件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 受講生 4 名程度を単位として 1 組以上確保でき、受講生はすべて **6** の受講要件を満たしていること
- ② **7** の要件を満たす研修会場を確保していること
- ③ **3の②**にある研修の運営管理者を配置できる見込みがあること

### 3 実施の条件(講師の確保等)

本研修の実施にあたっては、講師と研修を運営管理する者が必要です。このため、次の①、②が実施の条件となります。

#### ① 講師の確保

本研修の講師には、平成 22～25 年度に実施した「森林作業道作設オペレーターの育成事業」の指導者研修修了者をお願いすることとしています。

講師は、当法人が研修実施者の意向、研修日程等を考慮し、選任・依頼します。

#### ② 研修を運営管理する者の配置

本研修の実施にあたっては、研修を運営管理（安全管理、事前の準備、事後の報告を含む）し、講師を補助する方が必要となります。

研修を運営管理する者は、研修実施希望者から選任して下さい。講師や受講生と重複することはできません。

なお、運営管理事務に係る費用の支出はありません。

### 4 応募及び実施の手順

応募から実施、報告までの基本的な手順は、次のとおりです。

- ① 研修実施希望者は、研修を運営管理する者（以下、「運営管理者」という。）の選任を行い、当法人宛てに所定の応募書類を提出します。（11参照）
- ② 当法人は、提出された書類の内容をチェックし、応募の条件を満たしていることを確認します。
- ③ 応募の条件を満たしている場合、当法人と運営管理者は、研修日程の調整等の打合せをします。
- ④ 運営管理者は、講師の選任を行います。調整が難しい場合は、当法人からの照会も可能です。
- ⑤ 当法人は、運営管理者に対して、研修の進め方についての詳細資料・必要な量の研修教材等を送付します
- ⑥ 運営管理者は、当法人が負担する研修経費（バックホウのレンタル料及び運搬費等の相見積もり）の概算額を提出します。
- ⑦ 運営管理者は、実習する路線・土工等の具体的な進め方について、講師と事前に打合せや調査をします。
- ⑧ 運営管理者は、現場に終日同行し、研修の運営及び安全管理を行います。
- ⑨ 研修終了後、運営管理者は実績報告書、経費の請求書等の書類を提出します。
- ⑩ 当法人は実績報告書、請求書の内容を確認し、請求者に経費等を支払います。

### 5 応募に関する留意点

本研修の実施は、基本的に応募の先着順とし、実施の条件が整い次第、順次実施します。なお、応募者多数の場合は、研修実施の確実性等を勘案し、林野庁との協議の上最終決定します。

## 6 受講生の受講要件及び参加資格

以下の受講要件、受講資格に適合することが必要です。

### ○受講生の受講要件

- ・基本的な土工の考え方を理解して、次のいずれかに該当する者
  - －平成 22～25 年度「森林作業道作設オペレーター育成事業」の初級研修修了者
  - －国・県の実施した作業道作設研修を修了した者
  - －作業道作設経験を 1,000 時間以上又は 5 km 以上有する者

### ○受講生の受講資格

- ・労働安全衛生法の定める車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用、機体重量 3 t 以上）運転技能講習の受講者であること
- ・労働安全衛生法の定める伐木等の業務に係わる特別教育を受けている者であること
- ・本研修期間中も労働災害保険の適用を受けている者（農林業等の個人事業主については、特別加入労働災害保険に加入している者）であること

- ※1 **バックホウ操作技術が不十分、伐倒ができない等により十分な研修ができなかったと講師等が判断した場合、当該受講者に修了証書の発行はできません。**
- ※2 緑の雇用事業の研修生が受講する場合、同事業の研修実施日から除外して下さい。

## 7 研修会場

オペレーター研修の会場は、以下の要件を満たす場所を研修会場とします。

- ① 路線選定及び応用土工（丸太組、洗越し）が可能であること
  - ② 座学予定箇所からアクセスがよいこと（目安として 30～40 分程度）  
（なお、座学予定箇所にて会議室等を確保すること）
  - ③ 研修中の路線変更が可能なこと
  - ④ 保安林等制限林の場合、作業許可等必要な手続きを了していること
  - ⑤ バックホウ代等の費用が抑えられること
- ※1 国有林の素材生産請負箇所は対象外となります。
  - ※2 研修による作設延長については、確約できませんので事前に所有者に了解を得て下さい。
  - ※3 研修で伐倒した支障木については、林内に入れ込む、森林作業道脇に置いておく等まで研修で実施します。原則として土場までの搬出作業等は実施しません。また、立木代金や搬出等にかかる経費の負担もできません。
  - ※4 十分な踏査が行えるよう、実習会場とは別に路線選定のための会場を設けることも可能です。

## 8 研修期間等

4日間（30時間程度）

- ※1 効率的な研修とするためにできるだけ連続して実施する日程を設定して下さい。週末の休日をはさむ日程についても問題はありません。なお、日程が連続しない場合は、10日以上空かないようにして下さい。
- ※2 研修期間は30時間程度としており、始業8時30分、終業17時を基本にし、日没時刻等を勘案して、その時間数の確保に努めて下さい。

## 9 オペレーター研修の内容等

オペレーター研修の趣旨を踏まえ、次のような研修カリキュラムとします。

- ① ヘアピンカーブや洗越し等の応用土工、及び構造物施工の実習
- ② 路線選定（実習路線及びその選定理由の指導、周辺区域も含めた現地踏査）
- ③ 路線選定、各種土工等に関する意見交換の実施
- ④ 森林作業道の趣旨、基本・応用土工、安全作業のための遵守事項等を座学

なお、実習ができない雨天時等には、研修地近くの既設作業道を見学し、雨水の流れ方（水みち）の確認、路体や構造物の作設状況等について指導、意見交換を実施します。このため、事前に見学箇所を選定しておいて下さい。

- ※1 ①の実施については、**現地研修箇所の状況により、講師、研修実施希望者等が適宜判断するものとします。ただし、研修実施希望者は、どのような応用土工を実施するか講師と事前に検討して下さい。**
- ※2 ②の実施方法、場所等についても、**講師と事前の調整等をして下さい。**
- ※3 座学は、原則として、当法人の担当者が実施します。
- ※4 研修の各日には、その日の研修の理解度等を確認するテストを実施し、講師が研修を進める上での参考とします。
- ※5 研修教材は、「研修教材 2010 森林作業づくり」及び「研修補助教材 2014 急傾斜地やぜい弱地等での森林作業道づくり」、そのDVD等を使用します。
- ※6 研修教材や研修の進め方等についての資料は、研修計画の決定後に送付いたします。
- ※7 受講生のうち、初級研修修了者に対しては「研修教材 2010 森林作業道づくり」を持参するようにして下さい。持っていない受講生には1冊2,160円（税込）で提供します。

### ◎標準的な研修日程



※雨天時は、雨水の流れ方の確認、既設森林作業道の見学、意見交換等を実施する。

## 10 受講費用等の経費負担について

- (1) 研修受講料は無料です。
- (2) 当法人にて負担できる経費は、参考資料『研修に係る経費の負担（支払）について』を必ずご確認ください

## 11 応募の申し込み及び締め切り期限

- (1) 提出書類等  
所定の応募書類と研修予定会場の図面等を、FAX またはメールにより事前  
に送信し、その後郵送して下さい。  
応募書類は、当法人のホームページ (<http://www.f-survey.jp>) からダウンロードして下さい。

### 応募書類（内訳）

- ・ 申込書
- ・ 別紙1 研修実施希望者及び研修地について（実施計画書）
- ・ 別紙2 受講生一覧
- ・ 別紙3 受講生プロフィールシート

- (2) 提出先  
**一般社団法人 フォレスト・サーベイ**  
**森林技能者育成事務局**  
〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地  
TEL：03-6737-1297 FAX：03-6737-1298  
メール：romou@f-survey.jp